

特許法の新論点Q&A（第2回）



弁護士 池田 聡
(大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

Q 発明 a をしたのですが、複数の成分 $a \sim c$ のうち成分 a の濃度が20%以上の場合に効果を発揮します。15%、20%、25%の場合の実験をしましたが、これを明細書に記載して「 a が20%以上」と特定する請求項としてもサポート要件を具備するのでしょうか。

A 1 記載要件

特許制度は、発明を公開する代償として、出願人に一定期間の独占権を与えるものです。そして、発明の開示は明細書によって行われることから、明細書の記載が独占権を与えるに適切な内容でなければなりません。

また、特許権の効力が及ぶ範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められるところ、特許権の効力が及ぶ範囲が不明確であると、予測可能性を害し、無用な紛争を招くことになります。そこで、特許法36条4項は、明細書の記載要件を定めており、36条5項及び6項は特許請求の範囲の記載要件を定めています。そして、明細書及び特許請求の範囲の記載要件に関して、実務上主に問題となる要件は、「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること」(36条4項1号、実施可能要件)、「特許を受けようとする発明が明確であること」(36条6項2号、明確性要件)、及び「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること」(36条6項1号、サポート要件)です。

2 実施可能要件

特許法36条4項が、明細書の記載要件として「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること」を要求する趣旨は、明細書の発明の詳細な説明に、当業者が容易にその実施をすることができる程度に発明の構成等が記載されていない場合には、発明が公開されていないことに帰し、発明者に対して特許法の規定する独占的権利を付与する前提を欠くことになるためと解されるためです。

実施可能要件を充足するためにどのような記載が必要かに関し、裁判例上、物の発明について実施可能要件を充足するためには、その物を製造する方法についての具体的な記載が必要であるが、そのような記載がなくても明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づき当業者がその物を製造することができるのであれば、実施可能要件を満たすということができると解されています¹。

1 知財高判平成23年4月14日（電界放出デバイス用炭素膜事件）など